

# 新保証制度のご案内について

平成19年8月から新たに保証制度が創設されました!

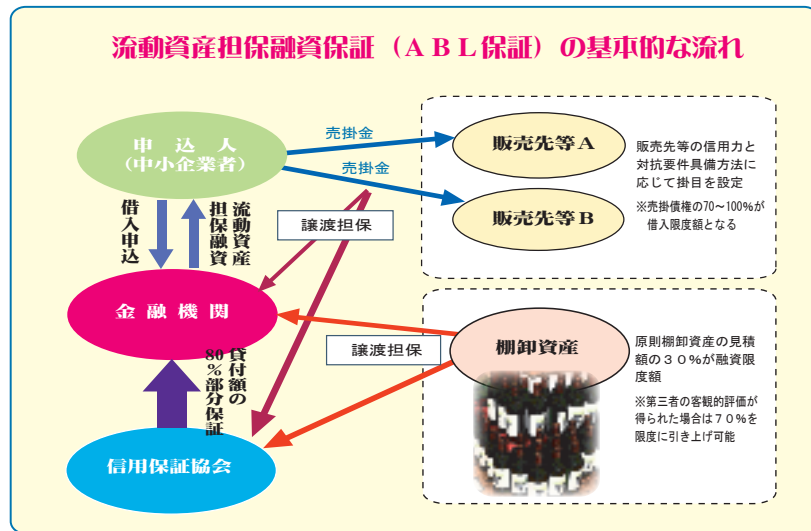
保証協会では、中小企業の方々資金調達手段の多様化に対応するために、平成19年8月から全国統一で新たな制度を創設いたしました。

各制度の概略は次のとおりです。

## 流動資産担保融資保証 … 売掛債権の他に棚卸資産が担保として追加

不動産担保や保証人に過度に依存しない保証の一環として推進してきました「売掛債権担保融資保証」を大きくリニューアルし、「**流動資産担保融資 (Asset Based Lending…ABL) 保証**」を創設致しました。

このABL保証は、従来の売掛債権に加えて、商品・製品・原材料等の「**棚卸資産 (在庫)**」も担保とすることを可能にしたものです。



## 事業再生保証・事業再生円滑化関連保証 … 従来の事業再生保証を整備

従来の事業再生保証は、保証割合80%で保証期間1年以内でありましたが、法的再生手続中の中小企業者の事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うために、**保証割合100%、保証期間も10年**という形で、「**事業再生保証**」を再編成いたしました。

また、法的手続前、いわゆる私的手続きを実施する中小企業者のつなぎ資金を円滑かつ迅速に行うために「**事業再生円滑化関連保証**」を創設しました。この制度は、通常の保証枠が不足している中小企業者のうち、**中小企業再生支援協議会または経済産業大臣が認定した認証解決事業者が関与している方**を対象とするものです。

## 再挑戦支援保証 … 一度経営に失敗した方の再チャレンジを支援

これまでも創業者を支援する制度は整備されていましたが、過去の事業失敗の経験のある方も再チャレンジする環境の整備を行うために「**再挑戦支援保証**」を創設いたしました。

この制度は、事業を廃止した個人の方や会社を解散した経営者が、**事業廃止、または解散日から5年以内に再起業する際の資金調達を支援**するものです。

## 特定信用状関連保証 … 中小企業者の海外子会社の資金調達を支援

近年、中小企業者の海外事業展開が活発化していますが、国内中小企業者の海外現地子会社は、単体の信用力で現地金融機関から融資を受けることは困難な状況となっています。一部の企業では**スタンドバイ信用状 (国内企業が国内取引金融機関に、海外現地子会社が海外の金融機関から借入する際、保証してもらうもの)**を活用した資金調達が行われつつあります。

しかし、この国内親会社が中小企業者である場合は、スタンドバイ信用状の発行も困難な場合があり、この信用状の発行を円滑に行うために創設されたのが、「**特定信用状関連保証**」です。

## 新保証制度の対象、限度額等について

各保証制度の対象や限度額、保証料率は下記の一覧表のとおりです。

その他詳細については、お取引金融機関または当協会窓口までお問い合わせ下さい。

制度	対象	保証限度額	保証割合	保証料率 (保証額に対し)
流動資産担保融資保証	売掛債権や棚卸資産の流動資産を担保として借入を行う中小企業者	2億円	80% 部分保証	0.85%
事業再生保証	民事再生手続または会社更生手続を申し立てた中小企業者であって再生・更生計画認可後3年が経っていない、かつ計画を完遂していない中小企業者	2億円	100%	2.20%
事業再生円滑化関連保証	中小企業再生支援協議会による再生計画策定支援等により、事業再生を図ろうとする中小企業者	2億8千万円	80% 部分保証	2.20%
再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃止、もしくは会社を解散した経験を有する創業者で廃止・解散の日から5年を経過していない方	1千万円	100%	0.90%
特定信用状関連保証	海外子会社の資金調達を容易にするために国内金融機関にスタンドバイ信用状の発行を依頼する中小企業者	2億円	80% 部分保証	0.50% ~2.20%

お問い合わせ先

業務企画部 業務統括課  
電話 029-224-7815